

1 施設等入所から地域生活への移行支援

現状と課題

- 障がい者本人の意向を尊重した地域での生活を促進するため、地域移行への支援が必要です。
- 在宅生活を支援する地域資源として既存の入所施設等が有する人的・物的機能を有効に活用する必要があります。

具体的な取り組み

- 施設等入所から地域生活への移行を支援します。また、専門的なスタッフを配置した施設は、様々なケースに有効に対応し得る場であるため、地域に開かれた交流スペースとして有効活用を図ります。

① 住まいのバリアフリー化

住み慣れた家での生活が継続できるように、住宅改造費を助成して住宅のバリアフリー化を支援します。

② 生活型施設の利用促進

地域で自立した生活が送れるように、居宅と施設の間間的施設である、グループホーム、ケアホーム等の利用を促進します。

③ 施設の有効活用

施設が持つ機能を有効に活用して、就労、療育、相談等への支援体制の充実を図ります。さらに、地域に開かれた身近な交流スペースとしての活用を促進します。

④ 地域生活への移行支援

受け入れ条件が整えば退院可能とされる精神障がい者の退院・社会復帰を目指すため、必要な支援を行います。

2 相談・支援体制の充実

現状と課題

- 保健福祉センターや地域の相談員、子ども発達支援センターや教育センター等を通じて、様々な相談が寄せられており、身近な所で気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応する窓口まで、窓口機能の役割分担を明確にし、各機関が連携した支援体制の整備が求められています。
- 各種福祉サービスの紹介や相談業務を円滑に行うため、福祉・保健・医療・教育の連携をより一層充実する必要があります。
- 障がい者やその家族が、自らの経験を踏まえて相談や支援にあたるなど、当事者によるピアカウンセリングや、家族会による自主的な活動等の推進を図る必要があります。

具体的な取り組み

- 住み慣れた家や地域の中で障がい者が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図ります。
- 福祉サービスの選択と決定に適切な助言や支援を行うため、「障がい者ケアマネジメント事業」を継続するとともに、サービス事業者による「相談支援事業」を促進します。

① 身近な相談窓口の充実

身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁や5箇所の保健福祉センター等に、多様な相談に適切に対応できる相談員等を配置します。ケアマネジメント事業により、利用者と地域の様々な社会資源やサービスを有効に結びつけた相談・利用支援体制の充実を図ります。

さらに、市域内の熊本県の福祉施設についても、地域の身近な施設として支援への連携を図ります。

保健所	熊本市大江5-1-1
中央保健福祉センター	熊本市大江5-1-1
東保健福祉センター	熊本市錦ヶ丘1-1
西保健福祉センター	熊本市新町2-4-27
南保健福祉センター	熊本市平成1-10-8
北保健福祉センター	熊本市清水本町16-10
子ども発達支援センター	熊本市大江5-1-1
熊本県福祉総合相談所	熊本市長嶺南2-3-3
熊本市福祉事務所	熊本市手取本町1-1
熊本市福祉総合相談室	
熊本県精神保健福祉センター	熊本市水道町9-16

② 児童相談所の設置

児童相談所は、養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談に応じるとともに、効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るための専門機関です。

本市では、増加・複雑化する児童虐待相談に対応するために、児童相談所を設置することとし、平成 22 年度の開設に向けて準備を進めています。

③ 相談支援事業

地域における身体・知的・精神・発達及びその他障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、相談支援事業所を設置し、生活相談や日中活動及び就労等の必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携調整を図り、ケアマネジメントにより利用可能な障害福祉サービスについての利用支援など、障がい者の地域生活を促進します。

■《相談支援事業所》平成 20 年 4 月現在■

熊本きぼう生活支援センター	熊本市南高江 7-8-77
相談支援センターころ	熊本市大窪 2-6-7
地域生活支援センターアシスト	熊本市龍田町弓削 704-2
地域生活支援センターウィズ	熊本市渡鹿 5-1-37
熊本市しょうがい者生活支援センター青空	熊本市長嶺南 4-1-6
済生会熊本福祉相談支援センター	熊本市内田町 3552-1
えづこ相談支援センター	熊本市画図町重富 575
地域活動支援センターいんくる	熊本市白山 2-4-1

④ 地域自立支援協議会

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、様々な福祉サービス等を適切に結びつけて調整を行うとともに、社会資源の開発・改善を行う相談支援事業を充実させることが重要であり、その中核的役割を果たす熊本市障がい者自立支援協議会の強化・充実を図ります。

⑤ 障がい児等療育支援事業

在宅の障がい者及び障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導や生活相談等が受けられるよう、障がい児が通う保育所や教育機関等への療育技術の指導等を行うとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図りながら、「障がい児等療育支援事業」（江津湖療育園発達医療センター、熊本県こども総合療育センター、三気の家、熊本県ひばり園、なでしこ園で実施）の継続に努めます。

⑥ 家族会・当事者会の活動支援

障がい者やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことで、より当事者の問題解決できるよう各家族会・患者会と連携し、その活動の支援を図ります。

3 地域療育体制の整備

現状と課題

- 子どもの障がいを早期に発見し、障がい児が住み慣れた地域で暮らしながら、専門的な療育を身近なところで受けられる体制の充実が求められています。
- 障がいの重度・多様化に伴い、児童の健康管理や機能訓練等について、医療・福祉関係機関等との連携を推進する必要があります。

具体的な取り組み

- 「発達障害者支援法」を踏まえ、発達障がい児に対する早期発見・早期療育等の支援の充実を図ります。
- 「子ども発達支援センター」を中心に、就学前から学童期、卒業後の進路指導など子どもの成長段階に応じた一貫した療育体制の確立に努めます。
- 子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、自立した生活を目指した支援を行います。

① 育児相談・健康診査の充実

障がいを早期に発見し、適切な相談・支援を行うため、フォローシステムを強化します。

② 障がい児保育の充実

専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育園等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図り、保育園等での障がい児の受け入れを促進します。

③ 子ども発達支援センター

平成 20 年度に開設した「子ども発達支援センター」において、障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育園、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。

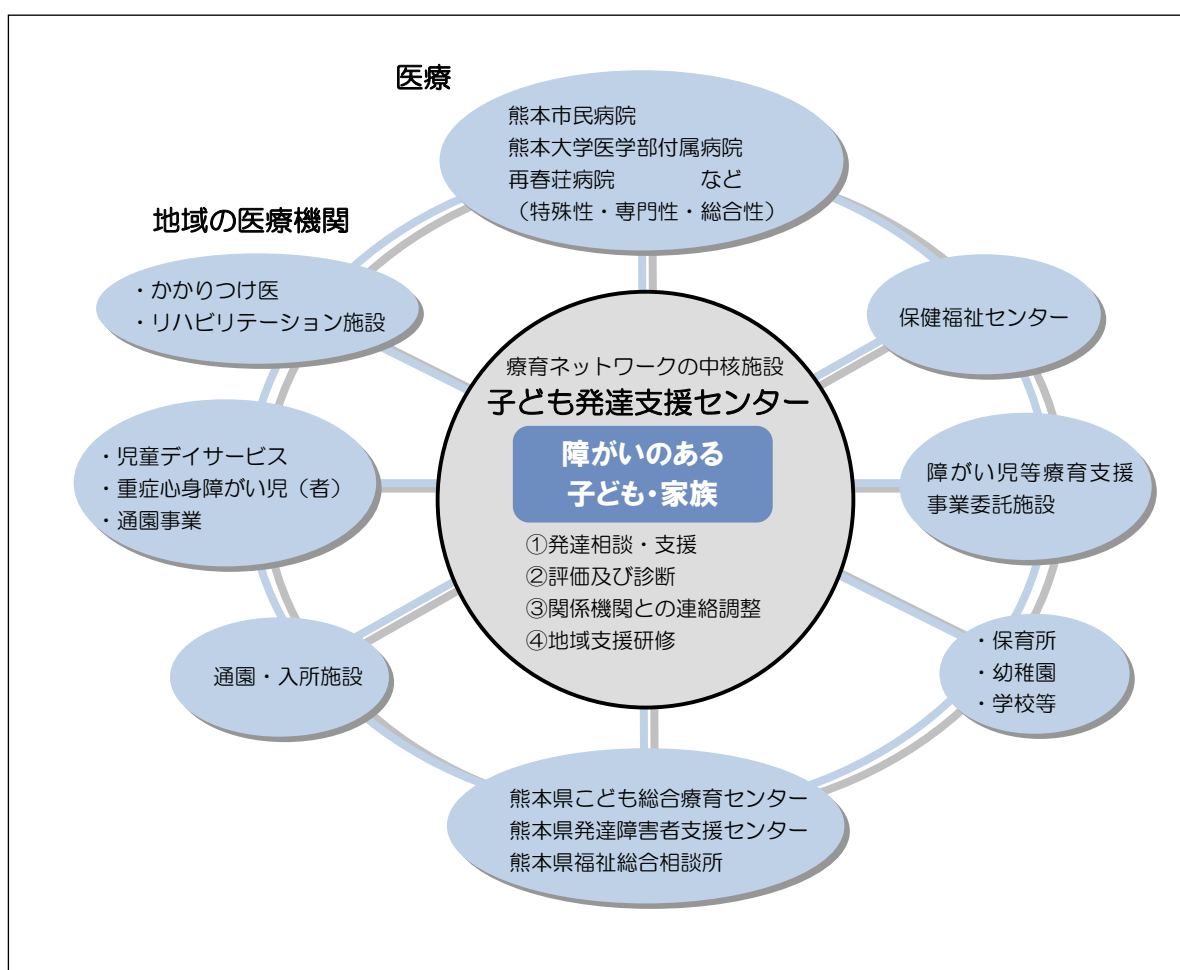
■ 子ども発達支援センターの事業概要 ■

1 発達相談・支援	・ 子どもの発達に関する相談及び支援 (電話相談、面接相談、訪問支援、個別活動、集団活動等)
2 評価及び診断	・ 専門評価(心理検査、言語検査等) ・ 診察及び診断
3 療育ネットワークの コーディネイト機能	・ 療育支援機関ネットワーク会議の開催 ・ 子どもの発達支援に関する関係機関との連絡調整
4 地域支援・研修	・ 保育所、幼稚園、小学校等への技術的支援 ・ 支援者人材育成のための研修会等の実施(保育士、教諭、ボランティア等) ・ 障がい等の理解のための普及啓発

④ 地域療育体制の整備

地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。さらに、障がい児等療育支援事業や「子ども発達支援センター」の活用により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。また、障がい児に対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。

■ 熊本市における療育に関する概念図



⑤ 重症心身障がい児（者）療育体制の整備

重度の障がい児（者）の生活を支援する施設が少ないため、県市相互の実施事業への受け入れを促進する等、社会資源の有効活用を図り、重症心身障がい児（者）通園事業やレスパイト事業の充実、保護者の介護技術指導への取組み等を促進します。

■障がい児（者）への療育支援■

児童デイサービス	① 熊本市鹿子木町98-2 NPO 法人子どもアシストセンターわくわく 「おひさまクラブ」 ② 熊本市新南部3-3-51 学校法人湖東学園西原幼稚園 「ちゅうりっぷクラブ」 ③ 熊本市横手2-1-11 熊本市立横手保育園 「あひるさんくらぶ」 ④ 熊本市麻生田4-10-23 熊本市立麻生田保育園 「ペンぎんさんくらぶ」 ⑤ 熊本市沖新町675 熊本市立中島保育園 「かもめさんくらぶ」 ⑥ 熊本市佐土原1-22-20 社会福祉法人佐土原福祉会 「ひまわりクラブ」 の6施設において実施し、日常生活の基本動作や集団適応訓練を行います。
重症心身障がい児（者）通園事業	重症心身障害児施設江津湖療育園発達医療センター内 「えづこランド」 1日の利用定員：5名（うち熊本市4名） 熊本再春荘病院内「なかよしひろば」 1日の利用定員：5名（うち熊本市2名） 在宅の重症心身障がい児（者）が通園し、日常生活動作や運動機能等の訓練と保護者の療育技術習得を行います。

4 障がい者の権利擁護

現状と課題

- 利用者本位の福祉サービスへの移行に伴い、障がい者の自己選択・自己決定に必要な情報を適切に提供し、利用者の利益を保護する制度が求められています。
- 障がい者が安心して暮らせるように、人権と権利を擁護するための制度を身近なものとして周知し、普及する必要があります。

具体的な取り組み

- 障がい者が安心した日常生活を送れるように、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援体制の整備に努めます。
- 障害者権利条約を踏まえ、障がい者への合理的配慮の重要性について周知に努めます。

① 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力が充分でない障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知・普及を図ります。

② 権利保護に対する支援（成年後見制度）

障がい者の自己決定権の尊重等を保護するものとして、成年後見制度の周知・普及を図り活用を促進します。

③ 苦情解決体制の整備

障がい者が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。さらに、当事者やNPO等の第三者が苦情解決に参画できる仕組み作りを検討します。

④ 情報開示の適切な運用指導

開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択するうえで役に立つ情報が適切に開示されるよう事業者の指導に努めます。

⑤ 福祉サービスの第三者評価

事業者が提供するサービスの質を、一定の基準に基づき客観的に評価し、結果を分かりやすく情報提供する、第三者機関による評価制度について普及を進めます。

⑥ 地域福祉ネットワーク活動

校区社会福祉協議会と地域のボランティアや学識経験者等が協力した「地域福祉ネットワーク活動」を促進し、障がい者等からの相談への組織的な対応を図ります。

⑦ 身体障がい者及び知的障がい者相談員

障がいのある人が障がいのある人の生活全般や、福祉サービス利用などについての相談を行います。さらに、精神障がい者の相談にも対応できるように、精神保健福祉士による相談体制の整備に取り組みます。

⑧ 民生委員・児童委員

地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。

⑨ 虐待防止ネットワークの構築

熊本市障がい者自立支援協議会を中心に広い視点から虐待防止策を検討し、「虐待防止ネットワークの構築」を推進します。

5 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

- 在宅福祉サービスについて、障がい者のニーズに応じたサービス提供体制の整備が必要です。

具体的な取り組み

- 「熊本市障がい福祉計画」に基き、新しいサービス体系による障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図ります。
- 障害者自立支援法に基く福祉サービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを実施していきます。

① 訪問系サービスの拡充

在宅における介護のニーズは年々増加する傾向にあります。様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の質と量を保します。

② 日中活動系サービスの拡充

障がい者一人ひとりが、障がいの種類・程度に応じて、必要な日中活動を行うことができるよう、生活介護、療養介護、児童デイサービス、短期入所の日中の介護サービスや、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の自立に向けたサービスの拡充を図ります。

③ 移動支援の拡充

地域生活支援事業として、重度の視覚障がい・全身性の障がい及び知的障がいのある人が、社会参加等のために外出を必要とする場合に、ガイドヘルパーの派遣を行います。

④ 訪問入浴サービス

地域生活支援事業として、入浴が困難な重度の障がい児・者の家庭に移動入浴車を派遣し、在宅介護を支援します。

⑤ 日中一時支援事業

地域生活支援事業として、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等に対して日中における活動の場を提供します。

⑥ 熊本市障害者福祉センター（希望荘）

障がい児（者）のための相談や趣味・学習講座、地域との交流行事等を実施しており、今後も障がい者や地域住民と連携して各種事業の企画を行い、事業内容の充実を図ります。また、地域活動支援センターⅡ型として訓練や入浴のサービスを提供します。

メニュー	サービス提供
社会適応訓練	○
創作的訓練	○
各種相談・援助	○
機能訓練	○
レクリエーション	○
リハビリテーション	○
送迎サービス	○
入浴サービス	○

⑦ 地域活動支援センター事業（Ⅰ型）

地域の身体・知的・精神障がい者の相互及び社会交流を促すことで、社会参加・社会復帰への支援に努めます。

■ 地域活動支援センター事業（Ⅰ型） ■

熊本きぼう生活支援センター	熊本市南高江 7-8-77
生活支援センターころ	熊本市大窪 2-6-7
生活支援センターアシスト	熊本市龍田町弓削 704-2
生活支援センターウィズ	熊本市渡鹿 5-1-37
熊本市しょうがい者生活支援センター青空	熊本市長嶺南 4-1-6
地域活動支援センターいんくる	熊本市白山 2-4-1

6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

現状と課題

- 身体・知的障がい者福祉に比べて対応が遅れている精神障がい者福祉施策を、さらに充実していく必要があります。
- 家族・地域・医療機関・行政のそれぞれの立場において、受入の条件が整えば退院可能とされる精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するための理解と支援が求められています。
- 精神障がい者の在宅生活と社会参加・社会復帰を支援するうえで、保健福祉サービスや交流の場の充実を図る必要があります。

具体的な取り組み

- 精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行うとともに、サービス事業者等との連携のもと、精神障がい者に対する福祉サービスの充実を図ります。

① 精神障がいについての理解の普及

精神障がいについての偏見や差別をなくすため、正しい理解の普及を図ります。

② 精神障がい者に対する障害福祉サービスの拡充

「障害者自立支援法」により身体・知的・精神の3障がいに対する障害福祉サービスが一元化されたことから、サービス事業者等と連携して、立ち遅れている精神障がい者に対する各種サービスの質・量両面での充実を図ります。

③ 当事者交流・活動の支援

精神障がい者の相互交流と社会参加を促すための障がい者の集い、障がい者サロンを各保健福祉センターで実施し、社会復帰への支援に努めます。

④ 精神保健福祉サービスの充実

集団精神療法、作業療法、レクリエーション活動などデイケアを実施する精神科医療機関と連携し、精神保健福祉サービスの充実を図ります。

⑤ 精神障がい者の社会復帰及び社会参加支援施設

障がい者の社会復帰及び社会参加を支援する施設については、「障がい福祉計画」に基づいて取り組みます。

■生活訓練実施施設■

熊本県あかね荘

熊本市戸島西 3-4-150

⑥ 精神障がい者社会適応訓練

通院中の精神障がい者に対する職業・生活訓練については、熊本県や登録事業所との連携を密にし、協力事業所の開拓に努めます。

⑦ 家族の支援

家族に対し精神障がいについての正しい知識と理解を深め、適切な対応・支援ができるよう、また家族自身への精神的支援も含めて家族教室を実施します。

7 福祉に携わる人材の養成

現状と課題

- 障がい者の地域生活と社会参加を促進するうえで、在宅生活や社会活動を支援する人材の養成と確保が必要です。
- 行政や社会福祉施設等の職員の確保や資質の向上を図る必要があります。

具体的な取り組み

① 日常生活を支援する人材の養成

障がい者の在宅生活を支援するホームヘルパーに対する実習の受入や、外出や社会参加を支援するガイドヘルパーの養成を行います。

② 社会参加等を支援する人材の養成

障がい者のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、スポーツや文化活動等の指導者や支援者の養成を行います。

③ 福祉に携わる職員の資質の向上

行政や施設の職員に対して、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。